

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	19 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から同年9月まで

平成20年5月に、ねんきん特別便で、国民年金の納付記録が無いことが分かり、社会保険事務所（当時）が調べた結果、氏名の記録違いによる未統合の昭和38年3月から41年3月までの国民年金保険料の納付記録が判明し、その納付記録が訂正されたものの、申立期間については納付記録が確認できなかった。

私は、昭和41年2月にA市からB市へ転居し、現在の同市CにあったB市D事務所で国民年金の住所変更手続きを行い、保険料は期限内に納付していたはずであり、また、厚生年金保険に加入した同年9月の国民年金保険料についても納付したはずであるが、同月の保険料の還付を受けた記憶は無いので、納付記録を訂正するとともに、同年9月分の保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、短期間であるとともに、申立人は、昭和38年3月から申立期間直前の41年3月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立期間のほかには未納の期間は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和41年4月から同年8月までの期間について、申立人は、同年2月21日にA市からB市（現在は、B市E区）へ住民票を異動していることが改製原戸籍附票の記載から確認ができる上、申立期間直前かつB市へ転居後の期間である同年2月及び同年3月の国民年金保険料が納付されていることを考慮すると、当該期間の国民年金保険料を引き続き納付したとする

申立人の主張に不自然さは見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和 41 年 9 月については、申立人は、納付期限までには国民年金保険料を納付したはずである旨を主張しているものの、当該月の保険料の納付状況についての記憶は明瞭<sup>めいりょう</sup>ではなく、同年 9 月 21 日の時点において、申立人が既に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることを考慮すると、当該月の国民年金保険料を納付したものと認め難い。

また、申立人が申立期間のうち昭和 41 年 9 月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）の資格取得日に係る記録を昭和42年2月16日、資格喪失日に係る記録を43年2月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月16日から43年2月1日まで  
② 昭和47年1月21日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。

申立期間①については、A社で勤務していた期間であり、私が記憶する同僚7人については厚生年金保険の被保険者記録がある。申立期間②については、C社で勤務していた。

給与明細書等の資料は所持していないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元事業主及び複数の同僚の供述、並びに申立人の当時のA社の従業員、業務内容及び勤務状況に関する申立内容が具体的であること、また、申立人は、「申立期間直前に勤務していたD社に在職中に新聞広告で当該事業所の求人を知り、退職と同時に当該事業所に入社し、さらに、申立期間直後に勤務したE社には、同社の役員から勧誘を受け、入社が内定した段階で当該事業所を退職した。」と供述していることから判断すると、申立人が当該期間に同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立

人が記憶する同僚7人全員に被保険者記録が確認できる上、当時の上司、事務担当者及び同僚に聴取したところ、当該事業所では、基本的にパート待遇の女性及び夜間学校在学の学生に至るまで、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとの供述が得られ、申立人と同じ業務に従事していた同僚にも厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人、上司及び同僚が供述した当時の当該事業所の従業員数と、当該被保険者名簿で確認できる厚生年金保険被保険者数がおおむね一致している上、同被保険者名簿では、被保険者期間が1か月である者も確認できることを踏まえると、当時、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における申立人と業務内容が同一であった同僚の昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間①の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したとは考えられない上、仮に、申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へこれらの届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年2月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人はC社に勤務していたと申し立てているところ、同事業所は、適用事業所検索名簿及びオンライン記録において、同事業所の名称及び類似の名称等で確認を行ったものの、記録が確認できない上、同事業所については、所在地を管轄する法務局に商業登記簿の記録も存在しない。

また、申立人は、事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間②における雇用保険の被保険者記録が確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和38年8月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月30日から同年9月30日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について被保険者記録が無い旨の回答を得た。

昭和38年3月にA社に入社し、同年8月から病気療養のため会社を休んでいたが、申立期間は同事業所に勤務していた期間であり、同事業所が倒産した後で失業保険の請求手続を行って90日分の失業手当を受けたので、6か月以上の勤務期間があったはずであり、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の申立内容から、申立人は、A社に昭和38年8月ごろまで勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、昭和38年8月21日と記録されており、当時、当該事業所に在籍していた全社員135人のうち124人の資格喪失日についても同じく同年8月21日と記録されているが、申立人を含む残り11人については資格喪失日が同年7月30日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、「全喪年月日」欄に、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日として、当初は昭和38年8月21日と記載されていたが、その日付を横線で抹消して同年7月30日と訂正されていることが確認できる上、当該被保険者名簿により、

その当時在籍していた申立人を含む全社員（135 人）の資格喪失日も当初の同年 8 月 21 日から同年 7 月 30 日に訂正されていることが確認できることから、オンライン記録は、当該被保険者名簿における訂正前の記録と一致していることから、社会保険事務所（当時）において何らかの事務処理誤りがうかがえ、申立期間当時に在籍していた全社員のうち、申立人を含む 11 人についてのみ資格喪失日を同年 7 月 30 日とする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において適切な事務処理が行われていたとは考え難いことから、申立人の資格喪失日は、当該被保険者名簿において当初記録されていた昭和 38 年 8 月 21 日であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 38 年 6 月の社会保険事務所の記録から、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月 21 日から同年 9 月 30 日までの期間については、当該事業所は同年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、関連資料及び供述は得られないほか、同僚からも当該期間において申立人が勤務していたことについて明確な供述は得ることができず、また、申立人は、同年 8 月から当該事業所を休んでおり、会社が倒産したことは同僚から聞いた旨を供述しているなど、申立人の当該期間における勤務実態を推認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25 年 3 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 5 月 1 日から 25 年 3 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、当該台帳では、申立人の申立期間前後における厚生年金保険被保険者記録についても確認することができる上、当該事業所における申立人の同僚は、「申立期間当時、申立人は申立事業所に勤務していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 24 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び 25 年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該台帳における申立人の未統合記録から、8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和28年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月1日から23年11月18日まで  
② 昭和28年4月1日から同年5月1日まで  
③ 昭和28年11月18日から29年9月1日まで

C社に勤務していた申立期間①及び③、並びにA社から関連会社であるD社に異動した際の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。これら事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の申立内容、申立人の同僚の供述及び法人登記簿の記録から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和28年5月1日にA社からD社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当時の関係資料等は保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人はC社に昭和 22 年 8 月 1 日から勤務していたと主張しているが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、同事業所は 27 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該名簿の記録によれば、当該事業所は昭和 32 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、申立人の同僚等の連絡先が不明であるため照会することができず、申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 3 申立期間③について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚 3 人に聴取したところ、うち一人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、勤務期間は不明であり、厚生年金保険の適用についても分からない。」、残りの二人は、「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述していることから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 28 年 11 月 18 日となっており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致していることが確認できる。

- 4 申立人は申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和49年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月20日から49年1月20日まで

A社に営業担当として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、A社における申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、当該事業所において申立人と同様に営業担当として勤務していた申立人の同僚は、「申立期間において申立人が勤務していたことを記憶しており、申立人は勤務期間において業務内容及び雇用条件に変更は無く、正社員として厚生年金保険に加入していた。」と供述しており、当該同僚は申立期間において同事業所の厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

なお、申立人は、「A社を退職後、年金記録が途切れることがないように国民年金に加入し国民年金保険料も納付した。」と主張しているところ、申立人の年金記録を見ると、申立期間後の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、これまで厚生年金保険から国民年金への切替手続を6回行っているが、申立期間を除き、年金記録に未加入期間は無いことが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、当時の事業主は、当時の関係資料は保管しておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（62 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 62 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで  
申立期間は、月給が 100 万円以上であったにもかかわらず、低い標準報酬月額とされている。申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 事業所が保管する給与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額 62 万円（最高等級）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、同事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、事業主は、申立てどおりの報酬月額を社会保険事務所に届け出ているにもかかわらず、同決定通知書における標準報酬月額は、同報酬月額に基づく標準報酬月額より低い額となっていることが確認できることから、社会保険事務所が標準報酬月額を誤って決定したものと考えられる。

さらに、このことについて、年金事務所は、決定された標準報酬月額には誤りがあり、年金記録の訂正が必要である旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（62 万円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 62 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額に係る記録を120万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に標準賞与額（120万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年11月9日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額に係る記録を49万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に標準賞与額（49万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年11月9日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成 17 年 12 月 15 日の標準賞与額に係る記録を 62 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 15 日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に標準賞与額 (62 万 3,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後 (平成 21 年 11 月 9 日) に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額に係る記録を39万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に標準賞与額(39万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成21年11月9日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額に係る記録を37万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に標準賞与額(37万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成21年11月9日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成 17 年 12 月 15 日の標準賞与額に係る記録を 34 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 15 日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に標準賞与額 (34 万 9,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後 (平成 21 年 11 月 9 日) に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額に係る記録を36万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に標準賞与額(36万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅した後(平成21年11月9日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額に係る記録を49万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に標準賞与額（49万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年11月9日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成 17 年 12 月 15 日の標準賞与額に係る記録を 28 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 15 日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に標準賞与額 (28 万 6,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後 (平成 21 年 11 月 9 日) に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成19年6月29日の標準賞与額に係る記録を36万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月29日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に標準賞与額(36万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成21年11月9日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成19年6月29日の標準賞与額に係る記録を31万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月29日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に標準賞与額(31万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成21年11月9日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 10 日から 46 年 1 月 25 日まで

申立期間については、昭和 48 年 7 月 13 日に脱退手当金を支給した記録とされているが、私は 47 年に結婚し、夫はサラリーマンで、当時は夫の両親と同居しており、生活に困ることも無かった。

昭和 48 年\*月\*日に出産したが、当時、私はつわりがひどく、住んでいたところは交通の便が悪かったので、大きなお腹を抱えて脱退手当金の受給手続きに行くはずもなく、また、この時期に脱退手当金をもらうことを考える余裕など無かった。

申立期間の脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 6 か月後の昭和 48 年 7 月 13 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものととは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金支給決定日の直前の昭和 48 年 3 月に国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付している上、その後、保険料の未納期間も無いことを考慮すると、申立人が、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 6 月 11 日から同年 7 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 6 月 11 日に、同喪失日に係る記録を同年 7 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 11 日から同年 11 月 1 日まで

私が勤務していた B 社内にあった C 社の店舗は、昭和 61 年 6 月に A 社として独立したものの、給与形態及び勤務形態が変わること無く従業員は継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私が所持する給与支払明細書により、同年 6 月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する給与支払明細書並びに申立人が名前を挙げる店長（後に独立）及び同僚の供述から判断すると、申立人が A 社に継続して勤務し（昭和 61 年 6 月 11 日に C 社から同社の関連事業所である A 社に移籍）、申立期間のうち昭和 61 年 6 月 11 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 61 年 6 月の標準報酬月額については、申立人が所持する同年 6 月分の A 社に係る給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、11 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A 社は、昭和 61 年 11 月 1 日に厚生年金保険の任意包括適用事業所の認可を受けており、申立期間については、適

用事業所としての記録が確認できない。

しかしながら、申立人が昭和 61 年 6 月 11 日に C 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点において、申立人を含む同僚 6 人が同資格を喪失していること、及び A 社の事業主及び申立人が名前を挙げる同僚の供述により、同日以降においても 5 人以上の従業員が常時、A 社に勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料が無く不明であるとしているが、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和 61 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書では、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるほか、当該保険料の控除について同僚等から明確な供述を得ることができない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から52年9月まで  
亡くなった母が、私の老後のために昭和39年4月ごろ、A県B町（現在は、C市）役場で、国民年金の加入手続を行い、申立期間の最初の数か月の国民年金保険料を納付し、その後は、私が国民年金保険料を納付したのに、申立期間の保険料が未納になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年8月から42年9月までの間に払い出されていることが推認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の母親は、40年7月以前に、申立人の当時の住所地とは異なるB町役場で申立期間の最初の数か月の国民年金保険料を納付することはできない上、母親は既に死亡しており、国民年金への加入及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳は、昭和54年1月24日に再交付されていること、並びに特殊台帳及びD市E区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、同年1月から国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できる上、特殊台帳及び当該被保険者名簿により、申立人は、同年11月27日及び同年12月11日に、過年度納付が可能な52年10月から53年12月までの国民年金保険料を納付するとともに、54年12月11日に39年3月の国民年金保険料を特例納付していることが確認でき、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から47年3月まで

私及び夫の国民年金保険料は、所属するA協同組合（現在は、B協同組合C支所）が収入金の中から国民年金保険料を天引きしていた。

国民年金の納付記録を確認したところ、夫の国民年金保険料はすべて納付済みになっているのに、私の保険料は、申立期間のうち2年間は未納、1年間は免除の記録になっているが、国民年金保険料を納付できなかったり、免除してもらうような理由は全く無く、保険料を納付していたはずである。当該組合が保険料を収入金の中から天引きしていたのは間違いないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、私の所属するA協同組合が納付組織として、定期的に国民年金保険料を収入金の中から控除して、D市役所に納付していたので、申立期間の国民年金保険料も納付していた。」と申し立てているところ、D市役所によれば、当時、同市役所の職員が同組合に出向き国民年金保険料を集金することは行っていたが、同組合が納付組織として国民年金保険料を定期的に集金していたことは確認できないと回答している上、同組合の当時の事務長は既に死亡しているなど、同組合における国民年金保険料の控除状況は不明である。

また、D市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の昭和47年度から53年度までの国民年金保険料は、年に2回か3回、不定期にまとめて納付されていること、及び昭和49年1月から同年3月までの期間及び51年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料は、それぞれ49年6月、52年5月に過年度納付されていることが確認できる上、昭和52年度

及び53年度には、各年度末に申立人に督促状が送付されている旨の記載が確認できることを踏まえると、申立人が国民年金保険料を納付組織を通じて定期的に納付していたとは考え難い。

さらに、特殊台帳により、申立人と一緒に当該組合を通じて国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立人と同様に昭和49年1月から同年3月までの期間及び51年7月から52年3月までの期間の保険料をそれぞれ49年6月、52年5月に過年度納付していることが確認できることから、申立人及びその夫の国民年金保険料が同組合を通じて納付されていた事情はうかがえない。

加えて、特殊台帳、オンライン記録及び当該被保険者名簿により、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間は申請免除の記録で一致していることが確認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から8年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から8年8月まで

国民年金の加入手続については、私が大学生であったために、すべて母が行ってくれた。また、母は、「A市B区役所において国民年金保険料の免除申請の手続をした。」と言っているが、申立期間については免除の記録になっていないので、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金保険料の免除申請の手続を行い、申立期間の国民年金保険料は免除されていたはずであると申し立てしているところ、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年10月ごろにA市B区役所において職権により払い出されていること、及びオンライン記録により、申立人の免除申請手続が同年10月15日になされていることが確認でき、国民年金保険料の免除の承認は、当時の制度上、申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年度の末日までの期間について行うことができることを踏まえると、上記の時点では、申立期間については、国民年金保険料の免除の承認を受けることはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料の免除申請をしたとする申立人の母親は、「時期は分からないが、B区役所から免除申請の書類が送付されたので返送した。」と供述しており、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請時期の記憶は定かでないため、当該免除申請の書類に係る国民年金保険料の免除申請期間は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

平成3年4月から、20歳以上であれば、学生であっても強制的に国民年金に加入しなければいけないことになったので、すぐに母が私の国民年金の加入手続きを行い、以降1年間の国民年金保険料を毎月、A市役所で納付してくれていた。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、申請免除とされており、全く納付されていないことになっている。保険料の納付について、免除の申請をした記憶は無く、また、免除には世帯主の所得要件があったが、申立期間当時の父の年収を考えると、同要件に該当したとは考えられない。

それにもかかわらず、申立期間が申請免除期間とされているのは納付できないので、調べて納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、学生が国民年金に加入しなければならなくなった時点から、申立人の国民年金保険料を納付書により納付したと申し立てしているところ、申立人が、平成3年9月1日に、申立期間当時居住していたB市C区から、申立人の父母が居住しているA市に住民票を異動していることが確認でき、同年4月時点では、申立人の母親がA市役所で申立人の国民年金加入手続きを行うことはできないと考えられることから、申立人の母親が、同年4月から毎月、国民年金保険料を納付したものは考え難い。

また、オンライン記録により、申立人の弟の国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されていることが確認でき、申立人の弟の国民年金の加入手続きは、申立人と同時になされたと考えられるところ、同記録から、申立人の弟についても、申立期間の大部分と重複する20歳到達時の平成3年\*月から4

年3月までの期間が、申立人と同様に国民年金保険料の申請免除期間とされていることが確認できる上、当該保険料免除の処理日が、申立人と同一日であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年4月までの期間、同年6月、同年8月から同年9月までの期間、同年11月及び6年1月から同年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月から5年4月まで  
② 平成5年6月  
③ 平成5年8月及び同年9月  
④ 平成5年11月  
⑤ 平成6年1月及び同年2月

20歳到達時に、父が私の国民年金加入手続を行うと同時に、国民年金保険料の免除申請手続を行ってくれたと思う。その後、平成7年から10年ごろに、社会保険事務所（当時）又はA市役所から国民年金に関する封書が届き、学生期間の未納とされている国民年金保険料を納付すると、将来きちんと年金がもらえる旨が記載されていた。私自身は社会人になったばかりで、年金のことをあまり真剣に考えていなかったため、保険料を納付するつもりはなかったが、両親から強く勧められて、仕方が無く保険料をB銀行C支店で納付した。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できないので、調べて納付記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳到達時に、父が私の国民年金加入手続を行うと同時に、国民年金保険料納付の免除手続を行ってくれたと思う。」と申し立てているところ、申立人の父親は、自身が免除手続を行った記憶は無いとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の記号番号の払出時期からみて、平成6年5月ごろ払い出されたと推認され、当時、国民年金保険料の免除の承認は、制度上、申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日

の属する年度の末日までの期間について行うことができることを踏まえると、上記の時点では、申立期間については、国民年金保険料の免除の承認を受けることはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする平成7年4月以降の時点では、申立期間①の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②から⑤については、申立期間はそれぞれ、1か月又は2か月と短期間であるが、近接した4回の期間に関する事務処理を行政側が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の父親が行ったとする申請免除手続、及びさかのぼって納付したとする納付期間についての申立人の記憶は曖昧であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年3月まで

大学卒業間近の平成9年3月ごろ、国民年金保険料の未納期間がある旨の通知を受け取ったので、母とともにA市役所B支所に行き、担当窓口の職員に保険料の納付手続を教えてもらい、未納期間及び納付が必要な保険料額を提示してもらって、提示された金額の保険料をすべて納付した。

申立期間の国民年金保険料についても納付しているはずなので、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が大学を卒業する直前に、国民年金保険料の未納期間がある旨の通知があったため、申立期間を含む未納期間の国民年金保険料を母親に立て替えてもらい、A市役所B支所において納付したと申し立てており、その母親も、同支所において未納期間の国民年金保険料を立て替えたことを記憶していると主張しているところ、オンライン記録により、申立期間直後の平成8年度の国民年金保険料が、平成9年2月26日にまとめて納付されていることが確認できる。

また、上記納付の時点においては、平成8年度の国民年金保険料は現年度納付であるため、A市に納付する一方、申立期間の国民年金保険料は過年度分の保険料であるため、社会保険事務所（当時）に納付することになるところ、同年度と申立期間の納付勧奨が申立人にまとめて届くとは考え難い上、申立期間の国民年金保険料はA市役所B支所の窓口で納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成元年 2 月まで

昭和 63 年 5 月に、親に勧められて国民年金に加入することにし、申立期間当時、小学校に勤務していた父が、A 市役所で加入手続を行ってくれ、国民年金保険料についても、父が A 市役所又は同市役所支所で納付書により納付してくれているはずである。

社会保険事務所（当時）から、申立期間の国民年金保険料は納付されていないと回答があったが、納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 市役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録により、申立人の国民年金加入手続は平成 2 年 4 月 2 日に A 市において行われていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間直後に短期大学を卒業し、就職したと供述しているところ、オンライン記録により、平成元年 3 月 22 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は学生であり、国民年金の任意加入対象期間であったと推認され、加入時点からさかのぼって国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の父親の記憶は曖昧なため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人の兄についても、学生当時は国民年金に任意加入していない期間であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 43 年 4 月に国民年金に加入した。国民年金の加入手続は、私の母が A 町（現在は、B 市）役場で行い、国民年金保険料については、母が私の分と一緒に納付していた。

昭和 51 年 4 月に教員として採用され共済年金に加入するまでは、50 年 4 月から同年 10 月までの厚生年金保険被保険者期間を除き、国民年金保険料をきちんと納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納と記録されており、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと申し立てているところ、B 市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿、特殊台帳及び国民年金保険料領収済通知書により、申立人の昭和 43 年 4 月から申立期間直前の 48 年 3 月までの期間及び申立期間直後の同年 10 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料が第 2 回特例納付の実施期間中の 50 年 12 月 26 日に特例納付及び過年度納付の方法により一括納付されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を過年度納付することができない上、当該特例納付の対象期間ではなかったため、納付ができなかったと考えられる。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親から供述を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から44年3月までの期間、45年4月、46年10月から47年6月までの期間及び48年8月から51年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年9月から44年3月まで  
② 昭和45年4月  
③ 昭和46年10月から47年6月まで  
④ 昭和48年8月から51年2月まで

大学在学中に大病を患ったため1年間程度休学したことがあり、その時に国民年金への加入が必要であると思い、母が同手続を行い、怠らずに保険料を納付していたと母から聞いている。母は几帳面な人なので国民年金に加入したのであれば、保険料の未納は無いはずである。

申立期間の納付記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市役所が保管する国民年金被保険者カード記載の交付日により、昭和53年12月4日に同市で払い出されていることが確認でき、この時点では、すべての申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②、③及び④については、いずれも、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金への切替手続が必要であるところ、当該期間についてこれらの手続が行われていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である上、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から54年3月まで

A市B区役所から、昭和54年4月ごろ、国民年金保険料を納付すれば、未納期間が無くなると連絡があり、手元にあったお金と母から借りたお金の計数十万円を用意して、A市B区役所の担当窓口において申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。特例納付と思うが、納付月数の詳細は不明である。

私の国民年金手帳に収納を示す押印を頼んだが、手書きの領収書を渡された。その領収書は紛失して現在は所持していない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を一括納付したとする時期（昭和54年4月ごろ）は、第3回特例納付の実施期間中であることから、申立期間のうち、i) 昭和38年12月から51年12月までの期間は特例納付により、ii) 52年1月から53年3月までの期間は過年度納付により、iii) 同年4月から54年3月までの期間は現年度納付により、いずれも国民年金保険料が納付可能な時期である。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料を納付するのに必要な金額とは大きく相違する上、申立人と連番で国民年金手帳記号番号を払い出されている申立人の元夫の納付記録においても、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

また、申立人の納付記録において、ほかにも未納期間が散見される上、特例納付した場合に作成されるべき、申立人及びその元夫に係る特殊台帳が作成された事情もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から53年12月まで

昭和43年から国民年金保険料の免除が認められていたが、オンライン記録では、47年4月以降の保険料が未納となっている。妻の国民年金記録は、同年以降50年までの保険料の免除が認められており、私も保険料の納付が困難として、47年以降も毎年免除の申請を行っている。オンライン記録漏れとしか考えようがなく、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の長男は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料の免除申請を自身の申請免除と一緒にしたはずであると申し立てているが、国民年金被保険者台帳の記録により、申立人の妻は障害年金を受給しており、昭和45年2月に国民年金法(以下「法」という。)第89条第1項の規定により国民年金保険料が法定免除されていることが確認できる。

また、申立人の長男は、申立人の妻が、同居していた妻自身の妹の免除申請手続をしているので、申立人の免除申請の手続を失念するはずがないと申し立てているが、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録から、申立人の妻の妹は、障害福祉年金を受給しており、昭和36年4月から60歳に到達するまでの期間について、法第89条第1項の規定により国民年金保険料が法定免除されていることが確認できるところ、制度上、法定免除は届出を一度提出すれば、法定免除の事由が止むまで手続を要しないが、当時、申請免除は1年ごとにその申請手続が必要とされていることを踏まえると、申立人の妻及びその妻の妹

が国民年金保険料を法定免除されていることをもって、申立人の申立期間に係る免除申請の手続が行われていたことを裏付けるものとは認め難い。

さらに、申立期間の申請免除の手続を行ったとする申立人の妻は、昭和 54 年 2 月に死亡している上、申立人の長男も申立期間の申請免除の手続に関与していないため、申立期間に係る免除申請の状況等が不明であり、ほかに申立人が申立期間の保険料の免除申請を行っていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年4月までの期間及び同年7月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から47年4月まで  
② 昭和47年7月から49年12月まで

会社を辞めた際には、必ず市役所で国民健康保険及び国民年金への切替手続を行い、保険料を納付してきたが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。また、一緒に国民年金保険料を納付していた妻は納付した記録とされているので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月に払い出されていることが確認でき、この時点においては、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立期間を含む昭和45年7月から52年1月までの期間については、申立人には複数回の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立人が、申立期間にその妻と一緒に国民年金保険料を納付するには、自身については厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立人の妻については任意加入被保険者から強制加入被保険者への種別変更手続を行う必要があるものの、申立人の妻は、申立期間において引き続き任意加入被保険者として、保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、申立人は、国民年金への切替手続を適切に行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年10月から61年3月まで

年金記録を照会したところ、申立期間について国民年金保険料の納付記録が無いことが分かった。私は、昭和50年10月に国民年金に任意加入して、保険料の納付を続けていたので、申立期間が保険料納付済期間とされていないことには納得できない。

A市B区役所の徴収嘱託員が自宅に国民年金保険料の集金に来ており、任意加入した国民年金を脱退した記憶は無く、申立期間当時は、夫はC社に勤務しており、私も自宅で仕事をしていて収入があったので、保険料を納付できないことはなかった。

国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、昭和59年10月1日に国民年金の被保険者資格を喪失していること、及び61年4月1日に同資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であったと推認されるとともに、A市B区役所は、未加入期間であるにもかかわらず納付書が発行されることは考え難いとしていることを踏まえると、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られないなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1868 (事案 1459 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。ただし、申立期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から61年3月まで

私は、昭和42年5月の結婚に伴い国民年金に加入し、地区の納付組合を通じてA町（現在は、B市）役場に国民年金保険料を納付していたが、56年1月から勤務し厚生年金保険に加入した後も納付組合が国民年金保険料の集金に來たので、義母に国民年金保険料を預けて、毎月、保険料を納付していた。このため、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めてほしいとして、平成21年3月に納付記録の訂正を求めて申立てを行ったが、認められなかった。

今回、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示すメモが見つかったので、このメモに基づき、申立期間において、厚生年金保険料と国民年金保険料を重複して納付していたことを認め、重複納付した国民年金保険料を還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録により、申立人は、申立期間を含め昭和56年1月から平成11年9月までの期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、同オンライン記録及びB市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和56年1月5日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月29日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、新たに申立人から提出された、納付組合に

自身の国民年金保険料を納付するために義母に預ける金額等をメモしていたとする昭和 56 年 1 月分、同年 5 月分、57 年 5 月分、58 年 5 月分、59 年 5 月分及び 60 年 5 月分の 6 枚の給与明細書の裏面、並びに同内容を記載した 6 枚のメモ用紙には、いずれも国民年金、当該年月及び金額が記載されていることが確認でき、申立期間当時に記載されたものと見受けられる上、当該金額は、申立期間当時の国民年金保険料額に一致する。

また、申立人が提出した申立期間後の昭和 61 年から平成元年までの 5 月分の給与明細書の裏面には保険料額等の記載が無い上、「毎年 5 月分の給与明細書に保険料額を記載していたのは、当該月が昇給月であったため、義母に預ける国民年金保険料を当該月分の給与明細書等に記載していた。」との申立人の供述は、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

ただし、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から49年3月まで

昭和49年6月ごろ、町内会の役員から、「今なら5年間さかのぼって国民年金保険料を納付できる。」と国民年金への加入を勧められたので、私たち夫婦はこの役員を通じて国民年金の加入手続を行うとともに、私は20歳からの期間、夫は5年間の未納になっていた国民年金保険料を夫婦二人分さかのぼって納付した。

昨年、私の国民年金の納付記録が届いたので、夫の記録と合わせて確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。申立期間の国民年金保険料は、国民年金の加入時にさかのぼって納付したはずであるので、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が国民年金の加入手続を行ったとする昭和49年6月の時点では、申立期間は、特例納付及び過年度納付以外の方法では国民年金保険料を納付できない期間であるところ、申立人夫婦は、「申立期間の国民年金保険料を納付組織である町内会の役員を通じて納付した。A市B区役所や社会保険事務所（当時）に行ったことはない。」と供述しているが、制度上、納付組織では国民年金保険料を特例納付及び過年度納付することはできない上、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を預けたとする町内会の役員からは、高齢のため供述を得ることができないなど、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人夫婦は、「今なら5年間さかのぼって国民年金保険料を納付できると勧められた。」と申し立てているところ、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った昭和49年6月は、第2回特例納付の実施期間であるが、特例納付の納付対象期間には、そのような期間の制限は無く、申立内容と符合しな

い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

昭和49年6月ごろ、町内会の役員から、「今なら5年間さかのぼって国民年金保険料を納付できる。」と国民年金への加入を勧められたので、私たち夫婦はこの役員を通じて国民年金の加入手続を行うとともに、妻は20歳からの期間、私は5年間の未納になっていた国民年金保険料を夫婦二人分さかのぼって納付した。

昨年、妻の国民年金の納付記録が届いたので、私の記録と合わせて確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。申立期間の国民年金保険料は、国民年金の加入時にさかのぼって納付したはずであるので、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が国民年金の加入手続を行ったとする昭和49年6月の時点では、申立期間は、特例納付及び過年度納付以外の方法では国民年金保険料を納付できない期間であるところ、申立人夫婦は、「申立期間の国民年金保険料を納付組織である町内会の役員を通じて納付した。A市B区役所や社会保険事務所（当時）に行ったことはない。」と供述しているが、制度上、納付組織では国民年金保険料を特例納付及び過年度納付することはできない上、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を預けたとする町内会の役員からは、高齢のため供述を得ることができないなど、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人夫婦は、「今なら5年間さかのぼって国民年金保険料を納付できると勧められた。」と申し立てているところ、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った昭和49年6月は、第2回特例納付の実施期間であるが、特例納付の納付対象期間には、そのような期間の制限は無く、申立内容と符合しな

い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1871

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から48年3月まで

私たち夫婦は、妻が昭和48年10月ごろに、A町（現在は、B町）役場で国民年金の加入手続を行い、夫婦それぞれの20歳から未納となっていた国民年金保険料として総額数万円の金額をさかのぼって一括して納付した。申立期間の保険料額は、月額数百円であり、私が事業を営んでいたこともあって、現金が準備できたので、国民年金保険料を一括して納付することに支障はなかった。このように、夫婦の国民年金保険料を一括して納付したのに申立期間の保険料が未納になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年10月31日にその妻と連番で払い出されていることが確認でき、この時期は特例納付の実施期間ではなかったことを踏まえると、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人夫婦が一括納付したと申し立てている国民年金保険料額は、仮に第2回特例納付により申立期間の保険料を納付したとする場合の保険料相当額とは大きく相違している上、申立人が特例納付の保険料を納付したとするA町役場では特例納付による保険料を収納することはできないなど、申立内容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から45年1月までの期間及び46年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年10月から45年1月まで  
② 昭和46年7月から48年3月まで

私たち夫婦は、私が昭和48年10月ごろに、A町（現在は、B町）役場で国民年金の加入手続を行い、夫婦それぞれの20歳から未納となっていた国民年金保険料として総額数万円の金額をさかのぼって一括して納付した。申立期間の保険料額は、月額数百円であり、夫が事業を営んでいたこともあって、現金が準備できたので、国民年金保険料を一括して納付することに支障はなかった。このように、夫婦の国民年金保険料を一括納付したのに申立期間の保険料が未納になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年10月31日にその夫と連番で払い出されていることが確認でき、この時期は、特例納付の実施期間ではなかったことを踏まえると、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人夫婦が一括納付したと申し立てている国民年金保険料額は、仮に第2回特例納付により申立期間の保険料を納付したとする場合の保険料相当額とは大きく相違している上、申立人が特例納付の保険料を納付したとするA町役場では特例納付による保険料を収納することはできないなど、申立内容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 3 月 2 日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 46 年 3 月 2 日となっている。当時の手帳から、45 年 9 月 1 日から勤務し、同月下旬にはB方面へ出張していることも確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人が提出した当時の手帳から判断すると、申立人が昭和 45 年 9 月 1 日からA社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、オンライン記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主及び事業を承継しているC社に照会したところ、いずれも、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、A社に勤務していた申立人の同僚3人は、それぞれ、「申立人に係る記憶があるが、厚生年金保険の適用については分からない。当時は、従業員の入退社が激しい職場であったと記憶している。」、「A社では、一定期間の試用期間経過後に厚生年金保険の適用を受けていた。」、「A社に入社した当時、試用期間があり、同期間中は厚生年金保険の適用は無いと告げられた記憶がある。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 46 年 3 月 2 日となっていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月30日から同年6月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者記録が確認できない。同事業所に厚生年金保険の第4種被保険者としての加入手続を依頼し、給与支払明細書により厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の第4種被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が供述しているA社における当時の事務担当者は既に死亡している上、同事業所では、「申立期間に係る給与支払明細書では、保険料が控除されていることが確認できるが、納入告知書及び領収証書など保険料納付に関する資料が保存されておらず、申立ての事実を証明することができない。」と回答している。

また、申立人は、65歳に達する平成6年\*月\*日に厚生年金保険被保険者資格を喪失することから、当該事業所の事務担当者に厚生年金保険第4種被保険者として加入手続を依頼し、当該保険料が事業主により給与から控除されていたと申し立てしているところ、第4種被保険者の加入手続は、本来、本人が自ら行うものであり、当該保険料についても全額を本人が負担するものであるが、申立期間に係る給与支払明細書では、その2分の1相当額のみ控除されていることが確認できる。

なお、オンライン記録によれば、申立期間当時、当該事業所において、申立人と同様に65歳以上の者で健康保険被保険者資格を有している者が17人確認できるが、厚生年金保険被保険者資格を有している者は確認できない上、申立人の申立期間における第4種被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者保険料を納付していたことを確認できる関連資料は無く、ほかに当該保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月 29 日から 34 年 1 月 26 日まで  
オンライン記録では、A社B工場における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。  
脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年1月26日の前後6か月以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性24人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、24人すべての者に支給記録が確認でき、そのうち22人は資格喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であるとともに、同事業所に勤務していた同僚二人は、いずれも「申立期間当時、事業所から脱退手当金に係る手続について説明を受けており、脱退手当金の代理請求が行われていた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、厚生省（当時）が脱退手当金の給付裁定のために当該脱退手当金の裁定庁に回答した日（昭和34年2月28日）が記載されており、その約2か月後の昭和34年4月15日に支給決定がなされている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 30 日から同年 11 月 20 日まで

A社所有のB丸に甲板員として昭和 31 年 8 月 30 日から乗船していたが、船員保険被保険者資格の取得日は同年 11 月 20 日となっている。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録から、B丸に係る雇入年月日は昭和 31 年 8 月 30 日、雇止年月日は 32 年 9 月 16 日となっていることから、申立人が申立期間において同船舶に乗船していたことが認められる。

しかしながら、当該船員手帳の記録によると、失業保険金の支給対象となっている船員保険被保険者期間は昭和 31 年 11 月 20 日から 32 年 9 月 17 日までと記載されていることが確認できる上、当該記録は、A社に係る船員保険被保険者名簿、及び申立人の船員保険被保険者台帳の記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿の記録によれば、同事業所は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先が不明であることから照会することができない。

さらに、国の所管局では、「平成 17 年 1 月 4 日以降は船員の雇入契約の公認手続時に船員保険への加入を確認しているが、申立期間当時は、船員保険の加入を確認することとされていなかったため、船員手帳の雇入及び雇止の記録をもって船員保険への加入を推認することはできない。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、

申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 21 日から 45 年 7 月 23 日まで  
② 昭和 45 年 8 月 27 日から同年 11 月 26 日まで  
③ 昭和 46 年 2 月 11 日から 47 年 3 月 11 日まで  
④ 昭和 47 年 6 月 7 日から 49 年 12 月 16 日まで  
⑤ 昭和 49 年 12 月 16 日から 50 年 9 月 13 日まで  
⑥ 昭和 51 年 5 月 31 日から同年 7 月 30 日まで  
⑦ 昭和 51 年 8 月 10 日から 52 年 2 月 16 日まで

オンライン記録では、申立期間において勤務していたA社など7事業所における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、かつて申立人が勤務していたA社を含む複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記載されているほか、申立人名義の銀行口座が記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、同事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和52年5月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがええない。

さらに、当時、A社に勤務していた同僚は、「当時、脱退手当金をもらう人が多いと聞いていたので、自ら社会保険事務所において受給手続きを行った。」と供述しているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 15 日から同年 10 月 6 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が提出した平成 18 年 11 月支給分（平成 18 年 10 月勤務分）の給与明細書及びA社が提出した賃金台帳では、雇用保険料の控除は確認できるものの、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「採用から2か月程度の試用期間を定め、その間は厚生年金保険に加入させず、保険料も控除していない。」と回答しており、申立人と同時期に入社した同僚4人は、「入社当初、数か月の試用期間があった。」と供述している上、申立人と同じ営業職の同僚二人は、「営業実績が上がって正式採用となるまでは、厚生年金保険の加入は無かった。」と供述しており、供述どおり、両人とも記憶する勤務開始時期から2か月遅れて被保険者資格を取得していることから、事業主は、必ずしも従業員全員を入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

さらに、オンライン記録では、申立期間において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、A社に係る健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 15 日から 37 年 4 月 1 日まで  
昭和 36 年 1 月 5 日から同年 11 月 15 日までの間は、父の兄が経営する A 社から、修業のため同業者である B 社に出向し、再び A 社に戻り、継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社における厚生年金保険被保険者資格を昭和 36 年 1 月 5 日に喪失後、37 年 4 月 1 日に再取得するまでの間に、同社における同資格を取得し喪失した者一人を含む、申立期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する複数の同僚から聴取しても、申立人が B 社から A 社に戻ってきた時期等、申立人が申立期間においても同社に勤務していたことが推認できる供述は得られない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、当時の事業主は既に死亡している上、A 社の現在の事業主は、「当時の資料は保存しておらず、詳細は不明で、当時の事務担当者についても不明である。事務はきちんとしていたので、正社員として勤務していれば、その時点から厚生年金保険の加入手続が行われていたはずである。」と回答しており、厚生年金保険の記録による名称変更後の事業所である C 社も、当時の資料は保管しておらず、詳細は不明であると回答している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月ごろから 61 年 8 月ごろまで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 医院に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。  
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA医院の事業主であったと思われる院長（故人）の遺族が、申立期間とほぼ一致する期間において申立人が同事業所に勤務していたことを記憶していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張しているA医院については、厚生年金保険の記録によれば、適用事業所としての記録は確認できない。

また、上記のとおり、申立期間当時の事業主であったと思われるA医院の院長は既に死亡しており、上記遺族も、当時の資料は保管しておらず、詳細は不明であると回答している上、申立人が名前を挙げた同僚3人についても特定できず、当時の事情を聴取することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人に係る国民年金手帳記号番号が、申立期間中の昭和 55 年 6 月に払い出され、同年 4 月から申立期間後の平成元年 3 月までの期間が国民年金保険料の納付済期間として記録されている。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 10 日から 51 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があったが、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人について、公共職業安定所の記録により、事業所名称は特定できないものの、申立期間のほとんどを含む、昭和 48 年 5 月 28 日から 50 年 12 月 17 日までの期間及び 51 年 1 月 13 日から 52 年 8 月 7 日までの期間における雇用保険被保険者記録が確認でき、A社における厚生年金保険被保険者記録を有する同僚 3 人（申立人の実兄一人を含む。）の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間においても、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記同僚 3 人のうちの 1 人である申立人の実兄は、「申立期間当時、勤務先の会社と同じ業界には長期の試用期間が当然のように設定されていた。」と供述しており、残る二人の同僚も、「当時の勤務先の業界では数年間の試用期間を当然のように設定する傾向があり、A社では、社会保険に加入させていたのは責任者クラスの従業員に限定していた。」と供述しているところ、上記同僚 3 人のうち、A社の元請会社の関連事業所から転籍してきた一人を除き、供述どおり、申立人の実兄については自身が記憶する入社時期から 2 年以上遅れて被保険者資格を取得し、同僚の一人についても 5 年以上遅れて同資格取得していることから、事業主が、必ずしもすべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうか

がえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 51 年 8 月 1 日となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、厚生年金保険の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、当該事業主の妻は、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、当時の事情は全く分からない。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 11 日から 28 年 11 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）C工場に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。  
当時、前職のD社E工場を退職後、兄が勤めていたA社C工場へすぐに入社したが、同社同工場が同社F工場に移管されることとなったために、昭和 28 年 12 月末で同社C工場を退職した。  
当時の同僚の名前も記憶しており、勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同事業所における同僚として名前を挙げた者の被保険者記録が確認できること、及び当該同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に照会したところ、「当社が保管する被保険者名簿から、申立人が昭和 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29 年 1 月 6 日に同資格を喪失していることが確認できる。また、申立人に係る他の関連資料等は保存しておらず、雇用形態や業務内容等は分からない。当時、正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったが、臨時従業員については、試用期間を適用していたはずであり、当時、当社では入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答している。

また、申立人が当該事業所に勤務していた同僚として名前を挙げた二人に聴取したところ、一人は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険料の控除の有無については分からないものの、当時、試用期間が

あったはずである。」と供述しており、他の一人は、「申立人はC工場内で働いていたことを記憶しているが、入社した時期は分からない。当時は試用期間があり、私自身も入社して直ぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているほか、同事業所に勤務していた同僚は、「当時、私は臨時従業員としてC工場に1年以上勤務していたものの、試用期間の適用により、厚生年金保険の加入期間は5か月のみであった。」と供述していることを踏まえると、同事業所では、すべての従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間の当該事業所における被保険者記録は確認できない上、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和28年11月1日となっており、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 12 月 26 日まで

A組合を出産のため退職したが、子育ての後に仕事をするつもりだったので、脱退手当金の請求手続を行っていない。

しかし、「ねんきん特別便」を受け取り、申立期間が脱退手当金の支給済期間となっているため、今後支給される年金額に反映されないことを知った。社会保険事務所(当時)から記録上は間違いが無いと言われたが納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る記録として、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 20 日から同年 11 月 21 日まで  
昭和 24 年 4 月 1 日にA社（現在は、B社）へ入社し、本社工場における現場実習の後、同社C営業所に配属され勤務したが、その後、病気になったため、同年 11 月 20 日ごろ退社した。  
しかし、社会保険事務所（当時）から、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 24 年 6 月 20 日の記録である旨の回答を得た。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社本社は、「申立人に係る関連資料が無いため、勤務実態については不明である。」と回答しており、複数の同僚調査においても、申立人の申立期間に係る勤務実態に関する具体的な供述は得られないなど、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る資格喪失年月日欄に「24. 6. 20」、備考欄に健康保険被保険者証が返納された旨が記録されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同事業所に係る資格取得年月日欄に「24. 4. 1」、資格喪失年月日欄には「24. 6. 20」と記録されていることが確認できる。

さらに、年金事務所は、「申立人が配属されたとするA社C営業所については、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認できない。」と回答している。

加えて、B社本社は、「当社は創業以来、分離や合併等の変遷があり、申立人に関する資料等は見当たらない。」と回答している上、複数の同僚にも照会したが、申立人に係る厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は得ら

れないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社には、昭和55年4月から57年1月まで途中で辞めること無く継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない旨の回答であった。

勤務期間の途中で勤務内容等が変化したことも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務実態に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立期間において、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和55年4月1日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得、56年6月30日に同資格を喪失し、厚生年金保険の適用が支社及び事務所ごととなった同年9月1日にA社B事務所で同資格を再取得している記録が確認できる上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても、申立人の申立期間に係る記録は確認することができない。

また、当該被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人のほかに、A社B事務所、同社C事務所及び同社D支社のすべての同僚についても申立人と同様に、昭和56年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、各支社及び事務所において同年9月1日に同資格を再取得している記録が確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同じA社B事務所で申立期間に勤務していた同僚の所持する昭和56年1月から同年12月までの給料支払明細書

には、同年1月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていることは確認できるものの、申立期間の厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていることは確認できない上、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、関連資料や事業主等の回答を得ることができないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月ごろから 32 年 2 月 19 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細書や健康保険証は全く所持していないが、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿によれば、申立人と同期入社の上記同僚のうち二人の被保険者資格取得日は、申立人と同一日である昭和 32 年 2 月 19 日であること、及び当時、給与計算を担当していたとする同僚は、「当時は、役員から 8 番目か 9 番目までの人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、それ以外の従業員は厚生年金保険に加入しておらず、保険料を控除することもなかった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、上記の被保険者名簿によれば、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明である上、同僚からも厚生年金保険料控除に係る供述が得られないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 3 月 30 日まで

勤務していた事業所の名称は憶えていないものの、<sup>おぼ</sup>中学校を卒業してすぐにA市B町（現在は、A市C区B）にあったD社（現在は、E社F工場）の敷地内で、構内作業を請け負っていた事業所において製品の袋詰め作業に従事していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していたとする事業所の名称を憶えていないものの、勤務内容に係る申立人の供述並びにE社F工場及びG社H支店の回答から、申立人が勤務していたとする事業所はI社J支店K出張所（現在は、G社H支店）であると推認される。

しかしながら、申立人は、「中学校を卒業して、すぐに昭和 40 年 4 月から I 社に勤務していた。」と申し立てしているところ、申立人が在籍していたA市立L中学校（当時は、A市立M中学校）では、申立人は昭和 41 年 3 月に同校を卒業していると回答している上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立期間直後の同年 4 月から同年 10 月までの期間に係る申立人の当該事業所における被保険者記録が確認できるとともに、別事業所において同年 5 月から同年 6 月までの被保険者記録が確認できることに加え、オンライン記録により、雇用保険の被保険者記録と一致する別事業所での厚生年金保険被保険者記録も確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間より後の期間において当該事業所に勤務していたものと推認できる。

一方、当該事業所において、当時、事務を担当していた職員は、「袋詰め作業員は正社員ではなく、日雇又は臨時職員が行っていた。女性の正社員は事務職員だけであった。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人に係る記憶は無いが、仕事がきついため従業員の出入りが激しく、日雇も多かった。」と供述しており、日雇特例被保険者名簿には、期間の特定はできないものの、申立人の氏名が確認でき、当時、当該事業所では、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。難しい。

さらに、G社H支店では、「当社が保管している申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届においては、申立人の名前は確認できない。」と回答している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から4年11月1日まで  
A社に平成2年6月1日に入社し、4年11月1日にB社に移籍するまで、厚生年金保険料を給与から控除されていた。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げる複数の同僚の被保険者記録が確認できること及び当該同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該同僚の一人は、被保険者になった経緯について「平成3年1月からA社に勤めていた。同年8月に業務上の事故で私は怪我をした。同社は、それまで私を健康保険の被保険者としていなかったが、労働者災害補償保険を適用させない代わりに、社会保険の被保険者にした。」と供述し、上記の被保険者名簿に被保険者記録が確認できる者からは、「A社には、平成4年9月ごろは勤務しているのに、この期間を含めて約6か月間は厚生年金保険の被保険者記録が空白である。」と供述していることを踏まえると、当該事業所は、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、当該事業所に係るオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）によれば、申立期間において、申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「申立人は当時、社会保険に入らず、その分、給与を多くほしいと希望したと記憶している。」と供述しているとともに

に、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会しても回答を得られない上、連絡が取れた他の役員は、「年金に関する事務を担当しておらず事情は分からない。当時の資料は残っていないはずである。」と供述しており、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から55年11月まで

昭和53年5月から55年11月まで、A社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げる同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿により、申立人が名前を挙げる同僚は、被保険者記録が確認できない上、当該事業所において社会保険事務手続や給与計算を担当していたとする同僚は、「申立人と一緒に働いたことは無いが、現場の従業員には3か月間ぐらいの試用期間があったと思う。社会保険の加入手続も従業員によってまちまちであったように思う。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、上記の被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、公共職業安定所の記録においても、申立期間における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡し、同僚からも厚生年金保険の適用に関する供述を得ることができないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月 30 日から 48 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①は、A社（現在は、B社）において経理職員として、また、申立期間②は、C事業所（現在は、D事業所）において勤務していたが、両申立期間に厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれの事業所にも、月末まで勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に昭和47年12月末日まで勤務していたと申し立てているものの、B社では、「申立人に係る関連資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。昭和年代の社会保険事務担当者から、『昔は月末退職であれば2か月分の社会保険料を控除することになるので月末の前日に退職するケースが多かった。また、月末まで仕事が残っている場合は、別途日払いで支払ったり、上司のポケットマネーで支払ったりしていた。』との説明があった。上司が良かれと思って退職日を早めたのではないか。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げる同僚及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「昭和 45 年から 52 年まで A 社 E 営業所にいたが、当時、年末は 12 月 30 日から休んでいた。」、「同社 E 営業所で一緒に勤務していたが、当時、12 月の 30 日と 31 日は休みであったと思う。」、「申立人を憶えている。営業部門の職員は年末まで働いたが、他の職員は 12 月 29 日が仕事納めであった。」、「年末は 31 日まで勤務した記憶は無い。」、「申立人とは同期採用であるが、入社後、

私は経理課に2年在籍し、その後、他の課に異動した。経理課勤務の期間は、年末ぎりぎりまで勤務したことは無いと思う。」と供述している。

さらに、上記の被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和47年12月30日とされ、オンライン記録と一致しており、申立期間①における被保険者記録は確認できない上、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人は、C事業所に昭和54年9月末日まで勤務していたと申し立てているものの、申立人が名前を挙げる同僚は、「申立人は昭和54年ごろ退職した。C事業所の給与は、25日締め当月25日支払いで、職員は給料日に退職する人が多かった。」、「申立人を憶えているが、退職日は分からない。職員の大部分は、給料日に退職していた。」、「申立人を憶えている。C事業所は25日が給料日で、私自身25日まで勤務して退職した。月末までは働かなかった。」と供述している。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びD事業所が保管する労働者名簿によれば、申立人は、昭和54年9月25日に離職（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は離職日の翌日）しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者記録と一致している上、申立期間②における申立人の被保険者記録は確認できず、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答があった。私は、昭和 54 年 9 月 30 日までA社（現在は、後継事業所であるB社）で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した人事記録簿により、申立人のA社における退職日は昭和 54 年 9 月 28 日と記録されていること、及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人の同社における離職日（厚生年金保険被保険者資格喪失日は離職日の翌日）も同年 9 月 28 日となっていることが確認できる。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿により、同僚一人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人と同日の昭和 54 年 9 月 29 日となっている。

さらに、B社は、「A社に係る当時の関連資料を保存しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険加入状況及び保険料控除は不明である。」と回答しており、同僚からも申立人の離職日及び申立期間における厚生年金保険料控除についての供述が得られないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたか否かについての記憶が定かでない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。